

令和 7 年 11 月 21 日

「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」に関するパブリック・コメント（意見公募手続）を実施します

この度、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」に関するパブリック・コメントを実施しますので、お知らせします。

1. 趣旨

「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 8 条に基づき、博物館の健全な発達を図るために、文部科学大臣が策定・公表しております。

この度、「博物館法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 24 号）による法の目的や博物館の事業に関する改正、博物館登録制度の変更等及び文化審議会第 2 期文化施設部会博物館ワーキンググループでの審議等を踏まえ、所要の改正を行うこととします。

このため、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」につき、別紙資料のとおりパブリック・コメントに付するものです。

2. 実施期間（予定）

令和 7 年 11 月 25 日～令和 8 年 1 月 4 日

3. 対象となる資料（掲載先 URL）

以下の URL は 11 月 25 日 0 時から有効となります。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001462&Mode=0>

＜担当＞ 企画調整課 博物館振興室
横田、山口、渡邊（内線 4889）
電話：03－5253－4111（代表）